3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（令和３年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務）」（以下「申請書」という。）は、令和２年12月11日から〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省大臣官房会計課契約係　電話03―3268―3111（内線20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及び審査
次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　防衛省における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として地方防衛局に競争参加を希望していること。
ウ　地方防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（令和２年10月１日付整備計画局施設計画課長公示）４⑵に該当しないものであること。
オ　防衛省競争参加資格において、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において、「A」の格付けの決定を受けた者の組合せであること。
カ　その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
6　資格審査の結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
共同体の名称は、「令和３年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務○○・○○共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

ＮＩＣＴけいはんな計算機棟建設設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年12月11日
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　井上　知義

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　ＮＩＣＴけいはんな計算機棟建設設計業務
⑵　業務内容　本業務は、京都都相楽郡精華町３－５に計画しているＮＩＣＴけいはんな計算機棟建設に係る工事の基本設計及び実施設計並びに付帯する各種申請届出、積算業務等を行うものである。
⑶　履行期限　契約締結の翌日から令和３年12月28日まで。
2　申請の時期　令和２年12月11日から令和２年12月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。なお、令和２年12月20日以降当該業務に係る技術提案書の提出時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、令和２年12月11日から国立研究開発法人情報通信研究機構財務部契約室役務・工事契約グループ（〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４－２－１　電話042―327―7443）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
②　情報通信研究機構（以下「機構」という。）、総務省、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は国土交通省各地方整備局における平成31・32年度の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　当機構から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。